

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年10月26日
【会社名】	株式会社ニッソウ
【英訳名】	Nissou Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 浩
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区経堂一丁目8番17号
【電話番号】	(03)3439-1671 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 北村 知之
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区経堂一丁目8番17号
【電話番号】	(03)3439-1671 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 北村 知之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2022年10月25日開催の当社第34回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年10月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 「監査等委員会設置会社」に移行するため、所要の変更を行うものであります。
2. 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、所要の変更を行うものであります。
3. 当社の事業の多様化に対応するため、事業目的を追加する変更を行うものであります。
4. 議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人を明確にするため、定款を変更するものであります。
5. 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする規定の新設等を行うものであります。
6. その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

前田浩、高松重之、木村孝史、森屋吾郎、湯浅一彦、北村知之、熊谷征大を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

木村康之、小林仁子、市川圭介、水島孝生を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200,000千円以内（うち、社外取締役分は20,000千円以内）とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額100,000千円以内とするものであります。

第6号議案 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の付与の為の報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の付与の為に金銭報酬債権を支給することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）についてはその年額20,000千円以内（うち、社外取締役2,000千円以内）、監査等委員である取締役については年額10,000千円以内とするものであります。また、本譲渡制限付株式報酬のために発行又は処分される当社の普通株式の総数は取締役（監査等委員である取締役を除く。）につき年8,000株以内（うち社外取締役800株以内）、監査等委員である取締役につき年4,000株以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	7,457	23	-	(注)1	可決 99.64
第2号議案				(注)2	
前田浩	7,371	109	-		可決 98.49
高松重之	7,365	115	-		可決 98.41
木村孝史	7,370	110	-		可決 98.48
森屋吾郎	7,370	110	-		可決 98.48
湯浅一彦	7,370	110	-		可決 98.48
北村知之	7,365	115	-		可決 98.41
熊谷征大	7,371	109	-		可決 98.49
第3号議案				(注)2	
木村康之	7,371	109	-		可決 98.49
小林仁子	7,372	108	-		可決 98.50
市川圭介	7,371	109	-		可決 98.49
水島孝生	7,370	110	-		可決 98.48
第4号議案	7,363	117	-	(注)3	可決 98.38
第5号議案	7,367	113	-	(注)3	可決 98.44
第6号議案	7,356	124	-	(注)3	可決 98.29

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上